

令和元年度 むつ市地域公共交通活性化協議会

日時 令和2年2月19日（水）

午後1時30分

場所 むつ市役所 大会議室A

次 第

1 開 会

2 協 議 案 件

①大畑庁舎の移転に伴う停留所変更について

②デマンド型乗合タクシーの乗車料金について

③デマンド型乗合タクシーの時刻表の改正について

3 そ の 他

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

4 閉 会

むつ市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	該当規定	委員所属団体	職名	委員氏名	備考	出欠
1	第2項第1号委員	むつ市	企画政策部長	吉田和久	会長	○
2	第2号委員 (バス事業者)	下北交通株式会社	専務取締役	杉山毅		○
3		ジェイアールバス東北株式会社 大湊営業所	所長	澤田秀喜		○
4		有限会社むつ車体工業	バス事業部長	八戸敏久		○
5		有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝本守雄		○
6		第3号委員 (タクシー事業者)	むつ市タクシー協会	会長	舘岡清貴	
7	下北タクシー協会		会長	乙部文夫		○
8	第4号委員 (住民・利用者)	高等学校長協会下北支部	田名部高等学校長	今井啓之		欠席
9		むつ市連合婦人会	会長	坪二三子		欠席
10		むつ市老人クラブ連合会	会長	折館博		○
11		一般社団法人むつ青年会議所	理事長	高屋龍一		○
12		むつ市連合PTA	会長	大見竜人		欠席
13		むつ商工会議所	専務理事	鹿内徹		○
14	第5号委員	国土交通省東北運輸局青森運輸支局	首席運輸企画専門官	柳谷英俊		欠席
15	第6号委員	下北交通労働組合	執行委員長	坪勝寿		○

大畑庁舎の移転に伴う停留所変更について

変更前 : むつ市大畑町中島 1 0 8 番地 5

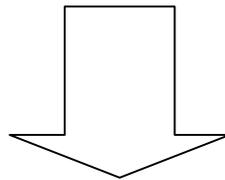
変更後 : むつ市大畑町伊勢堂 1 番地 1



大畑⇔奥薬研 デマンド型乗合タクシー

【利用料金改訂前】

				奥薬研温泉 地 区
			薬研温泉 地 区	運行なし
	高橋川 地 区	小目名 地 区	400 円	600 円
大畑庁舎 旧大畑駅 大畑診療所		200 円	500 円	600 円
	400 円	500 円	800 円	1,000 円



【利用料金改訂後】

				奥薬研温泉 地 区
			薬研温泉 地 区	運行なし
	高橋川 地 区	小目名 地 区	500 円	700 円
大畑庁舎 旧大畑駅 大畑診療所		300 円	600 円	700 円
	500 円	600 円	900 円	1,100 円

《発表記者会：東北電力記者会》
宮城県政記者会》
青森県政記者会》



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

令和元年12月13日
国土交通省東北運輸局

青森県におけるタクシー運賃改定 ～新運賃の公表について～

東北運輸局では、青森県におけるタクシー事業者からの運賃変更申請等を受けて審査を行ってきた結果、新たな運賃を、本日付けで公示しました。

なお、車種区分が変更され、小型車と中型車が「普通車」に統合されます。

新たな普通車上限運賃は初乗670円で、現行の小型車上限運賃670円と同額ですが、距離は1.5kmから1.2kmとなります。加算額は90円のままですが、距離は292mとなり、現行の小型車上限運賃から40m短縮、中型車上限運賃と比較すると9m延長となります。

青森県のタクシー運賃改定は、平成20年2月8日認可以来、約12年ぶりとなります。

1. 新運賃の概要

○上限運賃

車種	現行運賃			改定運賃		
	初乗1.5km	加算		初乗1.2km	加算	
特定大型車	840円	236m	90円	840円	209m	90円
大型車	760円	248m	90円	760円	221m	90円
普通車	中型680円	283m	90円	670円	292m	90円
	小型670円	332m	90円			

○改定率 12.66%

○新運賃実施日 令和2年2月1日(土)

2. 青森県の概要

○対象地域 青森県全域

○運賃ブロック 青森県全域

○前回運賃改定 平成20年2月8日認可

○公定幅運賃適用地域 青森交通圏、弘前交通圏、八戸交通圏
(すべて準特定地域)

○青森県内のタクシー事業者数及び車両数(令和元年12月1日現在)

	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数	104	99	203
車両数	2,434	99	2,533

《お問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課 担当：林、渋谷
電話 022-791-7530



東北運輸局マスコット
“とうほくろっ犬”

[東北運輸局 青森運輸支局 輸送監査部門 担当：柳谷、福村]
電話 017-739-1502

デマンド型乗合タクシー 時刻表

(改正後)

R02.4.1~

	大畑庁舎	旧大畑駅	大畑診療所	高橋川	小目名	薬研温泉	奥薬研温泉
1便	7:41	7:40	7:38	7:30	7:27	7:18	7:13
2便	7:47	7:48	7:50	7:58	8:01	8:10	8:15
3便	8:35	8:34	8:32	8:24	8:21	8:12	8:07
4便	12:05	12:06	12:08	12:16	12:19	12:28	12:33
5便	13:03	13:02	13:00	12:52	12:49	12:40	12:35
6便	15:14	15:15	15:17	15:25	15:28	15:38	15:42
7便	17:01	17:00	16:58	16:50	16:47	16:38	16:33
8便	17:49	17:50	17:52	18:00	18:03	18:12	18:17

(現行)

~R02.3.31

	大畑庁舎	旧大畑駅	大畑診療所	高橋川	小目名	薬研温泉	奥薬研温泉
1便	7:41	7:40	7:38	7:30	7:27	7:18	7:13
2便	7:47	7:48	7:50	7:58	8:01	8:10	8:15
3便	8:45	8:44	8:42	8:34	8:31	8:22	8:17
4便	12:05	12:06	12:08	12:16	12:19	12:28	12:33
5便	13:03	13:02	13:00	12:52	12:49	12:40	12:35
6便	15:04	15:05	15:07	15:15	15:18	15:27	15:32
7便	17:01	17:00	16:58	16:50	16:47	16:38	16:33
8便	17:49	17:50	17:52	18:00	18:03	18:12	18:17

※ ◆起点、終点の場所は新旧ともに次のとおり
 ◇1・3・5・7便 起点：奥薬研温泉 終点：大畑庁舎
 ◇2・4・6・8便 起点：大畑庁舎 終点：奥薬研温泉

◆変更箇所は、3便と6便

【他の交通機関との接続】

「むつ・佐井線 上り」下北交通バス接続

旧大畑駅発着時刻	大間方面から	バスの駅大畑	田名部方面へ	むつ総合病院、他の交通機関との接続
1便 7:40発	佐井 5:23	6:50着		
3便 8:34着	佐井 7:28	9:00発	→ 下北駅 9:45	ターミナル乗換 むつBT 9:55→むつ病院 10:00 下北駅 10:26→八戸駅 11:58
4便 12:06発	佐井 9:18	→ 10:45着		
5便 13:02着	佐井 11:33	13:05発	→ 下北駅 13:45	下北駅 14:11→八戸駅 15:54 (青森駅 16:22)
7便 17:00着	佐井 15:43	17:15発	→ 下北駅 17:55	下北駅 18:17→八戸駅 19:59 (青森駅 20:11)
8便 17:50発	佐井 15:43	→ 17:10着		

「むつ・佐井線 下り」下北交通バス接続

旧大畑駅発着時刻	田名部方面から	バスの駅大畑	大間方面へ	他の交通機関接続
2便 7:48発	むつBT 6:40	→ 7:10着		
3便 8:34着	むつBT 8:10	8:45発	→ 佐井 10:08	函館へ フェリー乗場 9:47 着→大間港 14:10 発 青森へ 佐井 10:08 着→佐井港 12:30 発
4便 12:06着	下北駅 11:15	→ 12:10発	佐井 13:33	八戸駅 9:33 (青森駅 9:14) →下北駅 11:07
5便 13:02着	むつBT 12:35	13:10発	→ 佐井 14:33	
6便 15:15着	下北駅 14:25	→ 15:10発	佐井 16:38	八戸駅 12:10 (青森駅 12:00) →下北駅 13:53
7便 17:00着	下北駅 16:55	17:50発	→ 佐井 19:13	八戸駅 15:14 (青森駅 14:37) →下北駅 16:47
8便 17:50着	下北駅 16:55	→ 17:50発	佐井 19:13	八戸駅 15:14 (青森駅 14:37) →下北駅 16:47

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱

令和2年2月 日制定

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成20年9月12日制定）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画部企画調整課」を「企画政策部企画調整課」に改める。

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>企画部企画調整課</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>企画政策部企画調整課</u>において処理する。</p>